

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第1号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に、「第25条～第38条」を「第26条～第39条」に、「第39条～第42条」を「第40条～第43条」に、「第43条～第47条」を「第44条～第48条」に、「第48条～第51条」を「第49条～第52条」に、「第52条」を「第53条」に改める。

第11条第1項中「第48条から第51条まで」を「第49条から第52条まで」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改める。

第52条を第53条とする。

第6章中第51条を第52条とし、第48条から第50条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第47条を第48条とし、第43条から第46条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第42条を第43条とする。

第41条中「第27条」を「第28条」に、「第31条及び第32条」を「第32条及び第33条」に、「第37条」を「第38条」に改め、同条を第42条とする。

第40条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第3章第5節中第38条を第39条とし、第34条から第38条までを1条ずつ繰り下げる。

第33条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「第27条」を「第28条」に改め、同条を第34条とする。

第32条を第33条とし、第25条から第31条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条中「第26条から第38条まで」を「第27条から第39条まで」に改め、第3章第4節中同条を第25条とする。

第23条を第24条とする。

第22条中「第28条、第30条、第31条、第33条から第36条まで及び第38条」

を「第29条,第32条,第34条(第4号を除く。),第35条から第37条まで及び第39条」に改め,同条を第23条とする。

第21条の次に次の1条を加える。

(使用料の納入)

第22条 使用料は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に掲げる期間内に全額(第1号に掲げる場合にあつては,当該年度に係る額)を納入しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,分割して納入することができる。

- (1) 年をもって使用期間を定めたとき 使用許可後又は年度の開始後30日以内
- (2) 月,日又は時間をもって使用期間を定めたとき 使用許可後10日以内

第2号様式,第4号様式,第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第7号様式中「第24条及び第26条関係」を「第25条及び第27条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第24条」を「第25条」に,「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第8号様式中「第24条及び第26条関係」を「第25条及び第27条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第24条」を「第25条」に,「第26条第2項」を「第27条第2項」に改める。

第9号様式中「第22条,第24条,第31条及び第41条関係」を「第23条,第25条,第32条及び第42条関係」に改める。

第10号様式中「第22条,第24条及び第34条関係」を「第23条,第25条及び第35条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第34条」を「第35条」に改める。

第11号様式中「第22条,第24条及び第36条関係」を「第23条,第25条及び第37条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第36条」を「第37条」に改める。

第12号様式中「第39条関係」を「第40条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第39条」を「第40条」に改める。

第13号様式中「第39条関係」を「第40条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第39条」を「第40条」に改める。

第14号様式中「第39条関係」を「第40条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あ

て先」を「宛先」に，「第39条」を「第40条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部を次のように改正する。

第14条中「第31条及び第32条」を「第32条及び第33条」に改める。

（行財政局財政部財産活用促進課）